

長野県共創デザインラボ「長野県との共創提案窓口」実施要綱

1 提案窓口の設置

長野県（以下「県」という。）と企業又は非営利団体等の多様な民間主体（以下「企業等」という。）との共創により、県政課題の解決及び行政サービスの充実を図ることを目的として、「長野県との共創提案窓口」（以下「本窓口」という。）を設置する。

2 本窓口の機能

企業等から、県との共創による実施を提案する事業（以下「提案事業」という。）を常時募集することで、公平な参加機会を確保するとともに、県と企業等との共創機会を広く創出する。

なお、提案事業については、提案者との対話を通じて内容の確認を行い、県での予算化を必ずしも前提としない様々な取組につなげられるよう検討・調整を行う。

3 提案事業

(1) 提案事業の要件

本窓口の設置目的に照らし、提案内容が広く本県の公益に資するものを対象とする。

(2) 提案事業から除外するもの

次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるもの又はおそれがあるものは、提案事業から除く。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 法令及び公序良俗に反するもの

エ 事業実施が不可能なもの

オ 「4 提案者」で定める提案者の要件を満たさない者が提案したもの

カ 効果の範囲が市町村単位以下の地域・特定の団体等に限定されるもの及び国機関等が実施すべきもの

キ 県の既存事業又は過去に実施した事業と同一・類似の内容であると認められるもの

ク その他、県が実施する事業としてふさわしくないもの

(3) 提案に際しての留意点

ア 提案事業については、対話・調整の結果によっては実現できない場合があり、必ずしも事業実施を約束するものではない。

イ 提案内容の実現に向けた調整を行うため、必要な範囲で県の関係部署及び調整に必要な機関に情報の公開・提供を行うことがある。

ウ 事業実施の有無にかかわらず、県は検討に係る経費(企画や打ち合わせ等に係る人件費、交通費、資料作成費、通信費など一切の費用、生じた損害等)の補填や賠償は行わない。

4 提案者

(1) 提案者の要件

提案者となることができるのは、法人その他の団体とする。

(2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められる者又はおそれがある者は、提案者（提案に関係する者を含む）になることができない。

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）
- イ 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体またはその関連団体
- ウ 前号に掲げる団体または反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者
- エ 公共の秩序または善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、またはそれを助長する団体

5 提案方法

「長野県との共創事業提案シート」（別紙様式）に、次の（1）～（11）に掲げる必要事項を記載のうえ、企画振興部広報・共創推進課あて提出する。

- (1) 提案日
- (2) 法人又は団体名
- (3) 所属部署・役職
- (4) 担当者
- (5) 連絡先（電話番号）
- (6) 連絡先（メールアドレス）
- (7) 提案者要件の確認（4（2）のアからエまでのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことの確約）
- (8) 提案事業の名称
- (9) マッチング先の希望
- (10) 県の役割、県に望むこと
- (11) 提案内容（概要）

[提出先] 企画振興部 広報・共創推進課（メール：kyoso@pref.nagano.lg.jp）

6 募集期間

募集期間は、通年とする。

7 提案後の流れ

(1) 提案内容の確認

提案内容の確認は、原則として次のとおり行う。

ア 除外要件の確認

広報・共創推進課及び提案内容に関連する担当課において、3（2）及び4（2）に該当しないことを確認する。

イ 提案内容のヒアリング

提案者の要件を満たす者からの提案について、広報・共創推進課及び提案内容に関連する担当課は、提案者から提案内容の詳細に係るヒアリング等を行い、提案事業の精査を行う。

(2) 提案事業の実現に向けた対話

提案者と広報・共創推進課及び提案内容に関連する担当課は、対話を通じて、提案事業の実現可能性を探る。

なお、対話の開始が、提案事業の実施を約束したり、契約の合意となるものでなく、県は提案事業の実現に対し法的義務を負わないものとする。

(3) 対話の視点

ア 事業の公共性・妥当性

自らの利益追求のみでなく、県が行うべき公共性及び妥当性を有したものであるか。

イ 提案内容の実現性

事業構築にあたり、実施者等が想定され、提案内容の実現が見込めるか。

ウ 共創への姿勢

提案内容に固執せず、対話により新たな発想や価値などを生み出す姿勢を持っているか。

エ 提案者のネットワーク等の活用や多様なステークホルダーの参画

提案者の持つネットワークなどの活用や関係する多様なステークホルダーとともに事業を実施することが見込めるか。

オ 共創による有効性

県及び提案者の利益の双方が両立する互惠的関係を構築し、かつ事業効果が県政課題の解決や行政サービスの充実に資するものと期待できるか。

カ リスク管理

県及び提案者の役割や責任及びリスクを明確にし、お互いの理解及び合意があるか。

(4) 事業構築

提案内容に係る担当課が必要と認める場合は、担当課において事業構築するものとする。

その際、必要に応じて修正、精査等を行う場合がある。

なお、提案内容が他者と類似している場合や、複数の提案内容を一緒に検討した方がより効果が見込めると県が判断した場合は、提案者と協議のうえ、関係する複数の提案者とともに事業を構築することがある。

(5) 事業実施

事業構築したものについては、「共創事業に係る推進指針」（令和7年8月8日付け7広共第86号）にのっとり実施する。

なお、事業実施に際しては、提案者とともに事業を実施する場合や、事前に提案者と県で協議のうえ、公募により事業を実施する者を選定する場合がある。

8 公表

年1回、提案の受付件数を公表する。

また、個別の提案概要については、提案者の意向を確認の上、公表する。

9 権利の帰属

本窓口において提案されたものに係る権利は、長野県に帰属するものとする。

ただし、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

10 個人情報の取扱い

県は、本窓口を通して取得し保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、適切に処理する。

11 違反行為に対する措置

本要綱その他関係法令の規定又は本窓口の趣旨に反する行為があった場合、県は、当該事業の実施を見合わせるなど必要な措置を講じることができる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。